○経済産業省告示第百七十一号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

平成二十九年七月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合は、その取引に関する契約書若しくは取引を行おうとする者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は取引を行おうとする者が、当該技術が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨当該取引の相手方若しくは当該技術を利用する者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。
一～六　［略］	一～六　［略］［新設］
七　自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して役務の提供を行う場合	
八～十五　［略］	七～十四　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国土交通省告示第七百九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第三十一項の規定によりみなして適用する同法第四十三条の十一第一項の規定に基づき、名古屋四日市国際港湾株式会社から名古屋港及び四日市港における埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第三十一項の規定によりみなして適用する同法第四十三条の十一第八項の規定に基づき、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　申請者の商号及び本店の所在地
　イ　商号
　　名古屋四日市国際港湾株式会社
　ロ　本店の所在地
　　名古屋市港区港町一番十一号
二　運営計画の概要
　イ　埠頭群において施設を提供する時間
　　午前零時から午後十二時まで
　ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等
　　ガントリークレーン六基
　ハ　埠頭群の運営の体制に関する事項
　　役員八人及び職員十八人を置く。
三　縦覧の期間
　平成二十九年七月二十一日から八月三日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
四　意見書の提出方法等
　イ　提出方法及び提出先
　　(1)　郵送による場合
　　〒一〇〇―八九一八　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）
　　国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
　　(2)　ファクシミリ装置による場合
　　番号　〇三―五二五三―八九三七
　　国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
　ロ　提出期限
　　縦覧期間が終了する平成二十九年八月三日までに必着
　ハ　記載要領
　　(1)　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
　　(2)　意見は、日本語により記載すること。

○国土交通省告示第七百十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一